

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

仙台法務局及び宮城県人権擁護委員連合会では、8月27日(水)から9月2日(火)までの全国一斉「こどもの人権相談」強化週間に、時間を延長して電話相談とLINEによる相談を受け付けます。

学校での「いじめ・体罰」や家庭内での「児童虐待」などこどもをめぐる様々な人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。

- 期間 8月27日(水)～9月2日(火)
- 時間 午前8時30分～午後7時
※土、日曜日 午前10時～午後5時

☎ 仙台法務局 人権擁護部 ☎022-225-5743

相談は無料で、予約不要です。秘密は固く守ります。
電話番号は、0120-007-110（フリーダイヤル）です。
LINEによる相談は、@linejinkensoudan で検索して
友だち追加してご相談ください。



なかよしの花を咲かせよう

人権啓発活動を行いました



6月10日(火)花を育てることで命の大切さや思いやりの心を育んでもらおうという「人権の花運動」を、名足こども園、伊里前保育所のこどもたちが、人権擁護委員の方々と一緒に実施しました。サルビアやマリーゴールドなどの150株の花をプランターに植え、各施設の玄関先などに並べました。プランターに、園児たちが絵を描き、「みんななかよし」「なかよしの花を咲かせよう」などのメッセージを添えました。伊里前保育所で植栽した花は、のぞみ福祉作業所にも贈呈しました。

今後、水やりや草取りなどのお世話をして花を育て、優しい心を育てていきます。



令和7年度 後期高齢者歯科健診のご案内

お口まわりの筋力が衰えることにより、お口の機能低下、食べる機能の障がい、心身の機能低下まで繋がる負の連鎖が生じてしまうことを「**オーラルフレイル**」と言います。

オーラルフレイルの予防のため、この機会にご自身のお口の健康状態を確認し、早期発見・早期治療に繋がるよう**無料の歯科健診を受診しましょう。**

- 対象者 令和6年度に75歳になられた人
(昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの人)
- 健診期間 8月1日(金)～11月29日(土)
- 登録医療機関 志津川歯科クリニック ☎46-5678



受診方法

- ①対象となられた人に対して、宮城県後期高齢者医療広域連合から案内状及び健診票が送られてくるので、同封の冊子に記載されている「登録医療機関」へ電話予約をする
- ②受診時に「健診票」・「資格確認書、マイナ保険証のいずれか」を持参する
- ③「問診票」に電話番号及び必要事項を記載する。

費用は無料です!

ご注意：健診の予約日は一般診療は受けられません。個人での治療やメンテナンスが必要な場合については、改めて治療日の予約が必要となります。

※いつも使用している歯ブラシをお持ちいただくと、より詳しい歯みがき指導が受けられます。

※通院による健診が困難な在宅で要介護3・4・5と認定されている人については、歯科医師及び歯科衛生士が訪問して健診を行います。

◎ご不明点ありましたら、下記までお問い合わせください。



☎ 宮城県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎022-266-1021

もの忘れ相談



- 日時 8月21日(木) 午後2時～4時
- 場所 総合ケアセンター南三陸
- 相談内容 もの忘れや認知症についてご本人やご家族が相談できます。
- 相談医(員) 三峰病院 連記成史 医師 遠藤 眞 相談員
- 申込方法 要予約(事前に相談内容をうかがいます)

※8月14日(木)まで下記へお申し込みください。

相談日以外でも、もの忘れ・認知症・介護について、どなたでも地域包括支援センターに相談ができます。気軽に相談してみませんか?

令和7年度もの忘れ相談日(予定)
12月18日(木)、2月19日(木)

☎ 地域包括支援センター ☎46-5588